

平成30年度「準中型免許取得助成事業」の実施について (東ト協・全ト協取次の2事業ご案内)

さて、平成29年3月12日に施行された道路交通法の一部を改正する法律により、車両総重量7.5トン未満及び最大積載量4.5トン未満の貨物自動車を運転できる準中型自動車免許が新設されました。

準中型自動車運転免許制度が開始されたことに伴い、平成29年3月12日以降に普通免許を取得した者が運転することができる自動車は、車両総重量3.5トン未満及び最大積載量2トン未満のものに限られることになります。

※3月11日以前に取得した普通免許については、従来どおりの車両を運転することができます。

この改正に伴い、東京都トラック協会及び全日本トラック協会では、去年度に引き続き、運転技能向上による安全対策、優良な労働力の確保・育成を目的とする会員事業者に対して、準中型免許の取得助成事業を実施することといたしました。

つきましては、下記のとおり東ト協及び全ト協で助成事業を実施（窓口は**いずれも東ト協本部（新宿区四谷3-1-8）**）で実施しますが、それぞれ要件が異なりますのでご注意ください。いたしますので、会員各位におかれましてはこの機会を活用され、安全及び労働力の確保対策に積極的にお取り組みいただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 事業期間 平成30年4月1日～平成31年2月28日
※上記期間中に助成金申請書を提出したものが対象。
※期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で終了とします。
なお、その際は東ト協ホームページ等でお知らせします。
2. 助成対象者 東ト協会員事業所に在籍するトラック運転者
※東ト協及び全ト協それぞれに要件がございます、必ずご確認ください。
3. 助成額 ●全ト協 準中取得 4万円、5トン限定解除 2万5千円 / 1名
(地ト協会員1事業者あたり合計10万円まで)
●東ト協 5トン限定解除 5千円 / 1名 (1事業者あたり2名まで)
4. その他詳細事項については、東ト協及び全ト協事業毎の要領等をご確認ください。

詳細は東京都トラック協会のホームページ (<http://www.totokyo.or.jp/>) より、「会員の皆様へ」をクリックした後、「助成金について」を選択して頂き、その中の『準中型免許取得助成事業の実施について』の項目をご確認ください。
(東ト協の補助と全ト協の補助の2つの項目がございます)
申請書類についてもそちらでダウンロードが可能です。

【問合せ先・助成金申請書(請求書)の送付先】
〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8
一般社団法人東京都トラック協会 運行管理部 業務課
TEL: 03-3359-6257 (直通)